

意見書案第3号

日本に暮らす全ての人の生きる権利を保障する生活保護制度となるよう求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和8年3月25日

大津市議会議長

草 野 聖 地 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 まり

小 島 義 雄

日本に暮らす全ての人の生きる権利を保障する生活保護制度となるよう求める意見書

2013年から2015年までに政府が強行した生活保護基準の引下げは生存権保障に反するとして、全国的生活保護の利用者が国・自治体を訴えた裁判で、2025年6月27日、最高裁判所は、国の措置を違法とする統一判断を示し、原告勝訴を言い渡す、画期的判決を下した。

ところが、政府は原告らへの直接謝罪を拒み、被害の全額補償にも背を向けるどころか、判決を受けて原告以外の被害者に対し、違法と認定されたデフレ調整の代わりに、一般低所得者との消費実態との比較を根拠とする再減額を行うことで、補償額を値切るという厚顔無恥な措置を決定した。

また、政府が2026年1月23日にまとめた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策では、外国人への生活保護制度の利用見直しを検討しているとしている。外国人の生活保護利用について、運用の適正化を掲げ、国が自治体と協力してマイナンバーを活用した情報連携を行い、生活保護を受給する外国人の在留資格を確認する方針である。

生活保護法は対象を国民としているが、人道上の観点から自治体の行政措置で一部の在留外国人にも適用している。在留外国人はこの10年で大幅に増えた一方、生活保護利用者は厚生労働省のデータによると、2014年度の74,386人から2023年度の65,683人へ減少している。これは増加した外国人の多くが制度の対象外の在留資格で来日しているためである。

生活保護を利用する外国人の約半数を占める在日コリアンには、植民地支配や戦後の国籍剥奪、国籍条項撤廃時の不十分な経過措置により、無年金・低年金の高齢者が多いという歴史的背景があるにもかかわらず、生活保護法は行政措置があることを理由に法改正を見送り、対象は限定されたままである。

よって、国及び政府においては、日本に暮らす全ての人の生きる権利を保障するために、以下の措置を直ちに講じることを強く求めるものである。

記

- 1 最高裁の判断に従い、原告らへの謝罪、被害の全額補償を行うとともに、再減額決定を取消し、原告と原告以外の被害者の補償に差をつける対応をやめ、全ての被害者に対し、全面的な被害回復を行うこと。
- 2 原告を含む当事者参加の検証機関をつくり、違法行為が行われた経緯・理由の徹底検証と、再発防止策を取ること。

3 困窮する外国人が制度から排除されることのないよう、社会保障制度に包摂していくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

大津市議会議長 草 野 聖 地

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
外国人との秩序ある共生社会推進担当大臣
衆議院議長
参議院議長 あて